

本人通知制度事前登録変更兼廃止届出書

宍粟市長 様

宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例施行規則第5条第1項の規定に基づき、次のとおり届出します。

申出年月日	令和 年 月 日	届出内容	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止
フリガナ		生年月日 大・昭・平・令 西暦 年 月 日	
登録者氏名			
住所及び 連絡先	(〒 - ) (電話番号 - - )		
通知対象証明書	証明書種別	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 住民票(除票)の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明 <input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 除籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 戸籍記載事項証明 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍の除附票の写し <input type="checkbox"/> 原戸籍	
	住民票関係	住所	宍粟市
		世帯主	
	戸籍関係	本籍地	宍粟市
筆頭者			

※代理人による申出の場合は下記の欄も記入してください。

フリガナ		生年月日 大・昭・平・令 西暦 年 月 日	
代理人氏名			
住所及び 連絡先	(〒 - ) (電話番号 - - )		
登録者との 関係	1. 法定代理人 ( <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 後見人 ) 2. その他の代理人		

(注意)

- (1) 15歳未満または成年被後見人の場合は、法定代理人が申請してください。  
 (2) 法定代理人が申請するときは、法定代理人の本人確認書類及びその資格を有する書類が必要です。

※ただし、本市に備え付けの公簿等の記載により代理権が判明する場合は、これを省略することができます。

- (3) 任意代理人が申請するときは、任意代理人の本人確認書類及び委任状が必要です。

※事務処理欄

本人確認	<input type="checkbox"/> 本人 ( <input type="checkbox"/> 住民票 ) <input type="checkbox"/> 代理人 ( <input type="checkbox"/> 戸籍・登記 <input type="checkbox"/> 委任状 )				受付印
	1点 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	2点 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 ( )		住	戸	
登録事務	受付		登録 ( <input type="checkbox"/> 住基 <input type="checkbox"/> 戸籍 )		
	名簿		登録 (更新) 済通知作成・発送		